

第7回千葉市景観総合審議会会議録

- 1 日 時： 平成27年5月18日（月）午後1時30分～午後2時20分
- 2 場 所： 千葉中央コミュニティセンター7階 「大会議室」
- 3 出席者： （委員）
北原委員、栗生委員、田口委員、菊竹委員、三谷委員、鈴木委員
北山委員、井出委員、植草委員、赤澤委員
（事務局）
河野局長、谷津部長、丸山室長、末永主査
河村主任技師、秋庭主任技師
- 4 議 題
 - (1) 開 会
 - (2) 議案
 - ア 会長選出
 - イ 副会長の指名
 - ウ 会議録署名人の指名
 - エ 屋外広告部会運営規程の改正について
 - (3) 報告事項
 - ア 平成26年度における景観法に基づく届出について
 - イ 平成26年度における屋外広告物条例に基づく申請について
 - ウ 屋外広告物条例の一部改正について

5 会議録

丸山室長 定刻になりましたので、ただ今から、第7回千葉市景観総合審議会を開催いたします。

私は、都市計画課 都市景観デザイン室長の丸山尚正でございます。よろしく願いいたします。

本日、ご出席いただいております委員は、16名中10名でございます。

半数に達しておりますので、千葉市景観総合審議会設置条例第5条第2項により本審議会は成立しております。

また、本審議会運営要領では、公開を原則としておりますので、本日は公開会議といたしますことを、ご了承お願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、都市局長の河野から、挨拶を申し上げ

河野都市局長 ます。
本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から本市の様々な審議にご指導いただいていることに厚く御礼申し上げます。

さて、本日は委員改選後初めての審議会となります。まず、会長及び副会長の選出、次に、表彰選考部会、屋外広告部会二つの部会の委員の決定についてご審議願います。

それから、屋外広告物に関しては、昨年度審議しました屋外広告物条例の改正、広告物景観形成地区、あるいは、許可基準の特例制度について報告します。この改正を受けて、路上等にも広告物を掲出することが可能となったことから、そのデザイン等の審査を部会でしていただく仕組みとするように、屋外広告部会運営規程を変更することについて、審議をお願いいたします。

また、表彰選考部会に関しては、今年、第5回千葉県都市文化賞を開催するにあたり、早速ですが本審議会の後に第一回表彰選考部会を開催したいと思っております。

今後の千葉市の景観形成がさらに良好なものになるようにご意見をいただきますよう、よろしく願いいたします。

丸山室長
(事務局) 続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

本日、お集まりいただいているのは、平成27年5月1日からの第3期目の委員の皆様でございます。

お手元の委員名簿の順番で、ご紹介いたします。

- ・千葉大学名誉教授、北原理雄委員です。
- ・千葉大学名誉教授、栗生明委員です。
- ・多摩美術大学名誉教授、田口敦子委員です。
- ・NPO法人景観デザイン支援機構監事、八木健一委員ですが、本日は都合により欠席されております。
- ・首都大学東京システムデザイン学部教授、菊竹雪委員です。
- ・千葉大学大学院園芸学研究科教授、三谷徹委員です。
- ・日本大学短期大学部准教授、山崎誠子委員ですが、本日は都合により欠席されております。
- ・一般財団法人日本色彩研究所主任研究員、大内啓子委員ですが、本日は都合により欠席されております。
- ・千葉大学運営基盤機構准教授、鈴木雅之委員です。
- ・千葉商工会議所常務理事、北山洋一委員です。
- ・千葉県屋外広告美術協同組合理事長、中野聖子委員ですが、本日は都合により欠席されております。
- ・公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会、河原泰委員ですが、本日は都合により欠席されております。
- ・NPO法人まちづくり千葉 副理事長、吉田節子委員ですが、本日は都合

により欠席されております。

- ・千葉県警察千葉市警察部総務課長、井出明夫委員でございます。
- ・市民代表の植草昭教委員です。
- ・市民代表の赤澤訓委員です。

以上、出席委員は、10名です

引き続き、事務局の紹介をさせていただきます。

- ・都市局長、河野俊郎です。
- ・都市部長、谷津隆之です。
- ・都市計画課都市景観デザイン室主査、末永征也です。

同じく都市景観デザイン室主任技師、河村歩です。

同じく主任技師、秋庭雄太です。

以上、よろしく願いいたします。

ここで、局長の河野ですが、所用がございまして退席とさせていただきます。

(局長退席)

ここで、本日の資料を確認いたします。

まず、1枚目に次第、2枚目に委員名簿、3枚目に席次表です。

次に、議案第4号と、報告1から3までがセットになっている資料です。

続いて、当審議会設置条例、千葉市都市文化賞実施要綱・要領、屋外広告部会運営規程がセットになっている資料です。

以上になりますが、不足等はございませんでしょうか。

さて、本日は、景観総合審議会第3期の委嘱後、初めての開催でございますので、最初に、議案第1号としまして会長の選出に入りたいと思います。

当審議会条例第4条第2項では、会長は委員の互選により定めることになっております。

また、議長は会長が務めることとされておりますので、会長が決まるまでの間、谷津部長が仮議長として議事進行したいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、谷津部長、お願いいたします。

谷津部長 皆様、都市部長の谷津でございます。

それでは、ご賛同を得ましたので、会長が決まるまでの間、僭越ですが、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、会長の選出に入りたいと思います。ご異議がないようであれば、指名推薦の方法によって選出したいと思います。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、指名推薦の方法により、会長を選出させていただきます。

どなたか、ご推薦をいただけないでしょうか。

(田口委員挙手)

はい、田口委員

田口委員 これまで、千葉市の景観行政にご尽力してきた北原先生を推薦したいと思います。

谷津部長 ただいま、田口委員から、北原委員を会長に推薦するご提案がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしということですので、北原委員、お受けいただけますか。

北原委員 承知しました。

谷津部長 はい。それでは、本審議会の会長を、北原委員にお願いすることで決定いたします。スムーズな進行にご協力いただきありがとうございます。

それでは、北原会長、議長席にお移りいただき、ご挨拶をお願いいたします。また、その後の議題の進行につきまして、よろしく願いいたします。

北原会長 ご指名いただきました北原です。

昨年度は、社会情勢に対応するため、条例改正に向けて審議を行い、3月に条例改正となりました。

また、景観行政においては、第1号の景観形成推進地区が平成24年度に指定されてから2年が経ちました。

千葉市の良好な景観形成のため、第2号の景観形成推進地区の指定等、引き続き、千葉市の景観行政に尽力していきたいと思っております。

それでは始めたいと思っております。

まず、議案第2号の副会長の指名です。当審議会条例第4条第3項では、会長が指名することになっていますので、副会長として栗生委員を指名したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(栗生委員 承諾)

それでは、副会長は栗生委員をお願いいたします。

続いて、議案第3号の会議録署名人ですが、会長が指名する委員となっております。

今回は、田口委員を指名したいと思っておりますが、よろしいですか。

(田口委員 承諾)

よろしく申し上げます。

続いて、当審議会に設けてある2つの部会についてです。

1つは表彰選考部会、もう1つは屋外広告部会ですが、当審議会設置条例7条2項において、部会は会長が指名する委員で組織すると規定されておりますので、私から指名させていただきます。

まず、表彰部会の委員ですが、都市文化賞実施要項第6条の規定に基づきまして、当審議会の学識経験者委員の中から、栗生委員、田口委員、八木委員、菊竹委員、三谷委員、山崎委員、大内委員、鈴木委員の8名をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(出席委員 承諾)

では、本日欠席の、八木委員、山崎委員、大内委員には、事務局から連絡をして了解をいただいでください。

丸山室長 わかりました。

なお、この審議会終了後、表彰選考部会を開催したいと考えております。

部会委員の皆様、引き続きご出席いただきますようお願いいたします。

北原会長 この後、部会を開くということですので、委員の皆様、活発なご議論のほど、よろしくお願ひします。

続いて、屋外広告部会の委員ですが、屋外広告部会運営規程第2条の規定に基づきまして、当審議会の委員の中から、田口委員、八木委員、菊竹委員、大内委員、鈴木委員、中野委員の6名にお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(出席委員 承諾)

では、本日欠席の、八木委員、大内委員、中野委員には、事務局から連絡をして了解をいただいでください。

丸山室長 わかりました。

北原会長 続いて、議案第4号「屋外広告部会運営規程の一部改正について」を、事務局より説明をお願ひします。

末永主査 それでは、正面のスクリーンをご覧ください。

議案第4号のご説明をさせていただきます。

「屋外広告部会運営規程の改正について」でございます。

背景といたしましては、社会情勢に対応するため、平成26年度に条例改正を行ひまして、審議会の議を経ることによって道路等の公共施設に広告物の掲出が可能となりました。

そのため、条例第8条の規定による申請物件が増えることが予想されますが、その都度審議会を開催するのでは、迅速な対応が困難となります。

ですので、屋外広告部会の議をもって、審議会の議決とみなすこととしたいと考えます。

それでは、屋外広告物条例第8条の改正後の条文の主要な箇所についてご説明いたします。

条文の途中からとなりますが、審議会の議を経て、道路の路面に屋外広告物を表示し、または、広告物を掲出する物件を設置することについて、許可をすることができるとなっております。

以上のとおり、屋外広告部会の議を審議会の議決とみなす運営規程の改正について、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、屋外広告部会運営規程第1条及び第2条の改正について、ご説明させていただきます。お手元の「新旧対照表」をご覧ください。

第3条の改正に伴い、条文を整理していたところ、同じ表現を繰り返している部分、また、委員を指名する対象が明確になっていなかった部分がありましたので、新旧対照表のとおり、第1条及び第2条の一部改正を行いたいと思います。この部分についても、併せてご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

北原会長 ただ今、事務局から説明があったとおり、条例の改正に伴って、運営規程の改正を行うものが第3条、また、併せて表現を繰り返していた部分等の改正を行いたいと事務局より説明がありました。

ご意見、ご質問がありましたらお願ひいたします。

赤澤委員 本日、初めて参加いたします。よろしくお願ひいたします。

条例第8条の条文にある「路面」とは、車道及び歩道のことを示しているということよろしいでしょうか。

丸山室長 道路区域すべてを対象としております。

赤澤委員 わかりました。ありがとうございます。

北原会長 他にないようですね。

平成26年度の千葉市屋外広告物条例の改正に伴い、同条例第8条の規定による申請物件が増えることと思ひます。

審議会としましても、屋外広告部会の運営規程を変更して、条例改正により懸念される事項について対応したいと思ひます。事務局から提案のとおり、改正したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、屋外広告部会運営規定を改正することとします。

以上で、議案第4号を終わります。

続いて、報告事項についてですね。

事務局より説明をお願ひいたします。

末永主査 それでは、都市景観デザイン室の業務概要について、ご説明いたします。

正面のスクリーン「報告1 平成26年度景観法に基づく届出について」をご覧ください。

本市では、平成22年12月に景観計画を策定し、平成23年8月より景観法に基づく届出を開始しております。

景観計画では、一定規模を超える建築物の新築や改築、工作物の新築や改築、開発行為について届出を義務付けており、市内の景観が良好になるように誘導しております。

平成26年度においては、届出件数が合計で72件となり、うち建築物54件、工作物12件、開発行為6件となっております。

このうち26件は、都市景観アドバイザーへ相談を行っております。

続きまして、報告2となります。平成26年度の屋外広告物条例に基づく申請についてです。

本市では千葉市屋外広告物条例に基づき、広告物を設置する者は予め許可を必要としております。また、市内で広告物を設置することを事業として行っている者は、事前に市に登録を行うことになっております。

まず、昨年度の屋外広告物の設置許可の件数は585件で、うち新規が152件、更新が409件、改造が24件となっております。

改造とは、広告物の表示板の形状や大きさを変更した場合に行う手続きとなります。

次に、業登録の件数は64件で、新規30件、更新34件となっております。

その他、違反広告物として除却したものは、昨年度で15,501枚ございました。

続きまして、報告3となります。

平成27年3月9日に屋外広告物条例の改正、3月31日に条例施行規則を改正することができました。その主な改正内容につきましてご説明いたします。

はじめに、「広告物景観形成地区」についてです。背景としましては、自主的な基準を設け、良好な景観を形成してきた地域では、一部の違反者により、良好な景観が阻害されることが懸念されており、自主的な基準に法的な位置づけとすることが望まれていました。

これを受けまして、地区独自の許可基準を設けることが可能となりました。内容としては、住民との協働により基準を設け、説明会等を開催し、住民の意思を十分に取り入れて、地区の指定を行うこととなっております。

これは、広告物を排除することではなく、広告物によって魅力ある景観を形成することが趣旨となっております。具体的な指定までの手続きについては、「広告物景観形成地区の指定に関するガイドライン」にて定めております。

次に、「許可の特例の拡大」についてです。背景としましては、まちのにぎわい創出のため、道路空間への広告物の設置が求められ、道路占用許可の緩和が進んでおり、良好な景観や公衆への危害の防止に影響のない場合は、屋外広告物条例も緩和し、社会情勢に対応することが求められていました。

これを受け、条例第8条を改正し、緩和できる項目を拡大しました。拡大した項目としては、禁止物件及び禁止行為の適用除外の追加、また、第

1種地域の許可条件の緩和を追加しました。

続きまして、「適用除外となる広告物の追加」についてです。

背景としましては、工事発注者である市が工事現場の仮囲いに景観に配慮した広告物の掲出を推奨しており、他都市でも、工事現場の仮囲いへの広告物の掲出を適用除外としています。

これを受け、非営利で景観に配慮している広告物については、適用除外となるように条例第9条の改正を行いました。

続きまして、千葉市屋外広告物条例施行規則の一部改正で、「安全点検確認書」の添付についてです。

背景としましては、広告物に関わる事故が全国的に発生しており、本市でも重大な事故が発生する前に防止することが求められていました。

これを受け、更新手続きをする際に「安全点検確認書」の添付を義務化するため、施行規則第2条を改正いたしました。また、安全点検確認書の作成については、有資格者でなければならないことも改正内容に含まれております。

以上でございます。

北原会長 ありがとうございます。何かご意見等がありましたら、お願いします。

三谷委員 屋外広告物条例に、広告物の定義はあるのでしょうか。

先ほど、説明資料にあった、イベントの路面上アート作品等と一般の広告物では、広告物の定義は異なるのでしょうか。

丸山室長 広告物には、壁面広告、独立広告物、アドバルーン、車両広告等がありますが、質問のイベント等の芸術作品も何かを主張しているものであれば、広告物になります。

三谷委員 広告物も多種多様なものになっており、屋外広告物を規制していくためには、広告物としての定義がある程度明確になっている必要があると思いますが、いかがでしょうか。

田口委員 屋外広告物法は、俗に「モノ法」と呼ばれており、そこに記載されている情報について一切問えないこととなっております。

公的な場所に私的な情報を載せてはいけないということが、法の根底にあります。条例の改正により、公共的な場所でも本日説明のあったとおり、路上アート等が可能となりました。これは、路上に描かれている「モノ」となるので、屋外広告物法の規制の対象になります。

植草委員 広告が掲出されていない白板の広告物は、法の規制の対象になるのでしょうか。また、規制の対象にならない場合、指導はしていけないのでしょうか。

丸山室長 広告が掲出されていなくても、広告物を掲出する装置であれば、法の規制の対象になります。しかし、広告物を掲出する板面が取り外されてお

り、鉄骨の骨組みのみの状態になっていた場合は、規制の対象外になってきます。これが、腐食など劣化が進んで危険な状態になっていた場合は、工作物確認を行っている、建築基準法の中で指導していくこととなります。

北原会長 他にないようでしたら、これで報告事項を終わりにいたします。
事務局から何かございますか。

丸山室長 ありません。

北原会長 以上で、すべて終わりました。
貴重なご意見をいただきありがとうございました。
それでは、進行を司会にお返しいたします。

丸山室長 これを持ちまして、第7回千葉市景観総合審議会を閉会いたします。
北原会長、委員の皆様、ありがとうございました。
この後、「都市文化賞表彰選考部会」を、午後2時25分から開催したいと思います。
お疲れのところ申し訳ございませんが、部会の委員の皆様には、それまでに席にお戻りいただきたいと思います。
本当にお疲れ様でございました。

— 以上 —

午後2時20分 閉会

上記会議録は、事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

会議録署名人

会 長

委 員

問い合わせ先 千葉市都市局都市部都市計画課
都市景観デザイン室

TEL 043-245-5307

FAX 043-245-5627

E-mail keikan@city.chiba.lg.jp